

浜松市公告第 368 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から 4 月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 18 日

浜松市長 中野 祐介

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 クックマート佐鳴湖南店
所在地 浜松市中央区入野町 8943

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

設置者名	代表者	住所
株式会社 デライト	代表取締役 白井 正樹	愛知県豊橋市 牛川通三丁目8番地8

変更後

設置者名	代表者	住所	変更年月日	
			設置者名	変更年月日
クックマート株 式会社	代表取締役 白井 健太郎	愛知県豊橋市東田町 151番地1	設置者名	令和 4年10月13日
			代表者	平成29年 4月 1日
			住所	平成29年12月 1日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人に
あつては代表者の氏名

変更前

小売業者名	代表者	住所
株式会社 デライト	代表取締役 白井 正樹	愛知県豊橋市 牛川通三丁目8番地8

変更後

小売業者名	代表者	住所	変更年月日	
クックマート株 式会社	代表取締役 白井 健太郎	愛知県豊橋市東田町 151番地1	小売業者名	令和 4年10月13日
			代表者	平成29年 4月 1日
			住所	平成29年12月 1日

3 変更の年月日

上記のとおり

4 変更する理由

- ・大規模小売店舗の名称
代表者変更のため
- ・大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称及び住所並びに法人にあつては代
表者の氏名
社名変更、代表者変更、本社所在地変更のため
- ・大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人に
あつては代表者の氏名
社名変更、代表者変更、本社所在地変更のため

5 届出日

令和6年3月15日